

総務課長  
認 印



## 第15回（臨時）沖縄県教育委員会

1 日 時 平成19年10月10日 15時15分～15時55分

2 場 所 教育庁第一会議室

3 出席者

|    |   |   |
|----|---|---|
| 委員 | 中山委員（委員長）<br>伊元委員<br>玉城委員<br>東委員<br>比嘉委員<br>仲村委員（教育長） | （欠席委員）  |
|    | 統括監等  | 教育管理統括監、参事  |
|    | 課長及び<br>班長等   | 総務課長 財務課副参事 施設課長 福利課長 県立学校教育課副<br>参事 義務教育課長 保健体育課健康体育監 生涯学習振興課長<br>文化課長 文化施設建設室長 全国高校総体推進課長 |
| 庁  | 職務のため<br>出席した者  | （事務局）<br>総務課総務班班長<br>総務班主任  |

4 傍聴した者

記者2人

## 平成19年第15回(臨時会)県教育委員会会議

開 会 (15:15)

|      |   |
|------|---|
| 委員長  | <p>それでは、只今から平成19年第15回臨時県教育委員会会議を開催します。</p> <p>始めに、会期の決定を行います。本日1日を予定しておりますが、よろしいでしょうか。</p>  |
| 各委員  | 異議なし。   |
| 委員長  | <p>この通り決定します。</p> <p>次に前回会議録の承認を行います。玉城委員お願いします。</p>  |
| 玉城委員 | ・正確に記載されておりました。   |
| 委員長  | 正確に記載されているということですが、承認してよろしいでしょうか。   |
| 各委員  | 異議なし。   |
| 委員長  | <p>承認します。</p> <p>今回会議録署名人は、比嘉委員にお願いします。</p>   |
| 比嘉委員 | はい。   |
| 委員長  | 次に教育長報告をお願いします。   |
| 教育長  | 今回は、報告事項はございません。  |
| 委員長  | <p>それでは、議事に入ります。</p> <p>議題は、議案が6件となっております。なお、議案第6号は人事案件でありますので、非公開としたいと思いますが、よろしいでしょうか。</p> |
| 各委員  | 異議なし。   |
| 委員長  | <p>この通り決定します。</p> <p>それでは、議案第1号の説明をお願いします。</p>  |
| 総務課長 | (議案について説明)  |
| 委員長  | <p>只今の説明についてご質疑等ございませんでしょうか。</p> <p>(しばし間があり)</p> <p>今回の変更の目的は何か。</p>                       |
| 総務課長 | 法律の改正に伴いまして、教育委員会規則と法律との整合  |

|       |  |
|-------|--|
|       | 性を持たせるための改正です。公益信託につきましては、県教委が所管しているのは、2信託でございます。  |
| 委員長   | 他に質疑ございませんか。<br>(しばし間があり)<br>文言を言い換えた箇所以外、新しく追加された箇所はどこか。  |
| 総務課長  | 新設の箇所は、第9条の変更許可の申請や、その他には信託の運用方法が多様化しているということで、信託の合併や分割といった手続条項が入っています。  |
| 委員長   | 他にご質疑ございませんか。<br>それでは、この通り決定してよろしいでしょうか。   |
| 各委員   | はい。異議なし。   |
| 委員長   | この通り決定します。<br>次に議案第2号ですが、議案第2号、第3号、第4号及び第5号は関連がありますので、一括して説明をお願いします。   |
| 文施室長  | (議案について説明)   |
| 委員長   | 只今の説明について、ご質問ございませんでしょうか。  |
| 玉城委員  | 博物館・美術館の事務分掌について、博物館班は14項目あるが、美術館班は8項目しかない。予算等の事務は博物館班のみに記載されているが、どういうことか。   |
| 文施室長  | 予算等の事務は博物館班、美術館班の両方に共通しますが、両班の総括を博物館班が担うということです。   |
| 管理統括監 | 補足させていただきます。一般的には庶務業務は一つの課(班)を置いて施設全体を統括するのですが、今回の博物館・美術館の場合は、厳しい行財政の中、庶務班を設置すると班長のポストを一つ増やしてしまうことになるので、どちらかの班で施設全体の庶務を統括させようということになりました。これは、博物館班、美術館班のどちらでもよかったのですが、今回は博物館班に置こうということになりました。博物館班の班員もそのため多くなっております。 |
| 委員長   | 他にご質疑ございませんか。  |
| 教育長   | 沖縄県教育庁組織規則の中の文化課の事務分掌について、これまでのあった「博物館に関すること」を残しつつ、新たに「博物館・美術館に関すること」を加えました。これにつ   |

|      |  |
|------|--|
|      | いて、文化施設建設室長より説明いたします。  |
| 文施室長 | 改正前の「博物館に関すること」の「博物館」は、広い意味での博物館という捉え方をしており、その中に県立博物館も含まれておりました。今回、新たに博物館・美術館という所管施設ができますので、第11条第8号で「博物館・美術館に関すること」を加えております。 |
| 教育長  | 県内市町村に博物館がいくつかございますが、この統括を文化課が担っていますので、第6号の「博物館に関すること」という条項も削らずに残しております。   |
| 委員長  | 沖縄県立博物館・美術館館長執務規程の中で、館長の任期を1年以内としているのは、11月1日から任命されると、3月31日ということになり、1回とカウントされるのか。   |
| 教育長  | はい。そうです。   |
| 委員長  | 他にご質疑ございませんか。<br>それでは、この通り決定してよろしいですか。   |
| 各委員  | はい。異議なし。   |
| 委員長  | この通り決定します。<br>それでは、休憩します。<br><br>(以下は非公開部分なので、省略します)   |